資料-2

「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」に関する公開方法（案）

１．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

２．議事概要

北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。

３．公開の方法

（１）会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。

（２）閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省
岩手河川国道事務所及びその出張所
（盛岡出張所・水沢出張所・一関出張所）
北上川下流河川事務所及びその出張所
（大崎出張所・鹿島台出張所・飯野川出張所・米谷出張所・涌谷出張所）
胆沢ダム工事事務所
北上川ダム統合管理事務所及び支所
（石淵ダム、田瀬ダム、湯田ダム、管理三課（御所ダム））
鳴子ダム管理所

「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」に関する傍聴規定（案）

１．「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」（以下「懇談会」という）は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長又は部会長が判断するものとする。
（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。

ア　危険な物を携帯している者
イ　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ　酒気を帯びていると認められる者
エ　その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア　懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ　騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
ウ　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ　飲食又は喫煙をしないこと。
オ　他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ　その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（６）傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長又は部会長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長又は部会長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）座長又は部会長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。